

# 警察庁政策評価研究会 第40回議事録

令和5年7月31日開催

警察庁長官官房企画課

## 第 40 回警察庁政策評価研究会

### 1 日時

令和 5 年 7 月 31 日（月）午前 10 時 30 分から午後 1 時 00 分までの間

※内山融委員にあつては書面開催とし、書面にて意見を聴取した。

### 2 出席者

#### ○ 委員（五十音順）

内山 融 東京大学大学院総合文化研究科教授  
木村 光江 日本大学大学院法務研究科教授（座長）  
野口 貴公美 一橋大学大学院法学研究科教授  
横山 淳 株式会社 PMA グループ代表取締役

#### ○ 警察庁

飯利 雄彦 長官官房政策立案総括審議官  
島崎 俊隆 長官官房技術総括審議官  
友井 昌宏 長官官房審議官（生活安全局担当）  
親家 和仁 長官官房審議官（刑事局・犯罪収益対策担当）  
小林 豊 長官官房審議官（交通局担当）  
早川 智之 長官官房審議官（警備局担当）  
大橋 一夫 長官官房審議官（サイバー警察局担当）  
山口 寛峰 生活安全局生活安全企画課長  
岩田 康弘 長官官房参事官  
岡部 隆志 長官官房企画課理事官

### 3 報告事項

- (1) 令和 4 年度政策評価実施結果報告書（案）について

### 4 議題

- (1) 令和 4 年度実施評価書（案）について
- (2) 令和 5 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（案）について
- (3) 規制の事後評価書（案）について

### 5 議事録

（岡部理事官）

それでは、定刻となりましたので、第 40 回警察庁政策評価研究会を始めさせていただきます。

私は本日の司会を担当いたします警察庁企画課理事官の岡部でございます  
どうぞよろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、政策立案総括審議官の飯利から御挨拶申し上げます。

(飯利政策立案総括審議官)

おはようございます。政策立案総括審議官の飯利でございます。

本日は、御多忙中のところ、委員の皆様方には、政策評価研究会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

国家公安委員会・警察庁におきましては、一層の治安の向上に向けて、重要施策に関する適切・的確な評価の実施、そして評価結果の政策への適切な反映等に努めてきたところでございますが、本年は政策評価に関する基本方針が一部変更され、画一的・統一的な制度運用を転換することとなったことを踏まえまして、本年度からの3カ年を試行的取組の期間と捉え、警察の各施策の特徴を踏まえた実質的な評価の確立に向けて取り組んでいるところでございます。

本日は、そうした観点からも、皆様からの忌憚のない御意見を賜り、政策評価の一層の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(岡部理事官)

続きまして、出席者のご紹介をさせていただきます。

まず、日本大学大学院法務研究科教授の木村委員です。

(木村委員)

木村でございます。よろしくお願いいたします。

(岡部理事官)

続きまして、一橋大学大学院法学研究科教授の野口委員です。

(野口委員)

野口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(岡部委員)

続きまして、株式会社PMAグループ代表取締役の横山委員です。

(横山委員)

横山と申します。よろしくお願いいたします。

(岡部理事官)

なお、本日、東京大学大学院総合文化研究科教授の内山委員におかれましては、所用により出席いただけないため、書面開催での対応とさせていただきます。

内山委員からのご意見等は別途書面でいただき、回答させていただく予定でございます。これについては、他委員の皆様方にも追って共有をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続いて 当庁岩田長官官房参事官です。

(岩田参事官)

岩田と申します。よろしくお願ひいたします。

(岡部理事官)

今回の研究会では、説明者となる担当審議官・担当課長は議題ごとに交代で出席することになります。

したがいまして、その都度、担当審議官・担当課長はご紹介をさせていただきたいと思ひます。

続きまして、当研究会本日の座長につきましては、前回に引き続き木村委員にお願いさせていただきたいと思ひますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(野口委員)

よろしくお願ひいたします。

(岡部理事官)

ありがとうございます。木村委員、よろしいでしょうか。

(木村委員)

はい。

(岡部理事官)

では、ここからは木村座長に司会をお願いさせていただきたいと思ひます。

木村座長、何とぞよろしくお願ひいたします。

(木村座長)

はい。それではご指名ということですので、大変僭越ですけれども、進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

では、審議に入る前に、当研究会における留意事項をご説明させていただきます。警察庁の説明に対して質問や発言がある場合には、WebExの挙手機能又はチャットを用いてその旨をお示しいただければと存じます。また、発言者の発言が聞こえなくなるようなことがあれば同じくチャットでお知らせください。次に、当研究会を一般公開すること及び議事録を公開することの是非について確認させていただきます。総務省から各省庁が開催する政策評価に関する有識者会議については、原則として一般公開するとともに議事録を公表することが求められておりますが、当研究会に関しましては、国の治安に関する事柄を取り扱うなどの特殊性を考慮して、一般公開はせず、議事録・議事要旨は警察庁のウェブサイト上で公開しております。今回も同様の扱いとしたいと存じますので、ご了承いただければと存じます。

議事録と議事要旨は、事務局で作成した案を、後日皆様に確認させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、本日の議事に入ります。

まずは報告事項の1について事務局からご説明ください。

(岡部理事官)

ありがとうございます。報告事項1について、事務局からご説明をさせていただきます。

報告事項1でございますが、こちら、「令和4年度政策評価実施結果報告書（案）について」でございます。資料は資料1でございます。

こちらにつきましては、令和4年度中に国家公安委員会及び警察庁が行った政策評価の実施結果及びその政策への反映状況を取りまとめた資料となります。

前回までの研究会でご議論いただいた各評価書に基づく記述あるいは予算要求等の事実に基づく記述で構成されておりますので今回は報告事項とさせていただきます。

私からは以上でございます。

（木村座長）

どうもありがとうございます。では次に議題に移りたいと存じます。

議題1の「総合的な犯罪防止に向けた取組の推進」部分について警察庁からご説明ください。

（岡部理事官）

説明者の友井生活安全局担当審議官です。

（友井審議官）

生活安全局担当審議官の友井です。よろしくお願いいたします。

基本目標1「市民生活の安全と平穏の確保」の中で業績目標の1「総合的な犯罪防止に向けた取組の推進」についてご説明します。

まず、成果指標①「重要犯罪の認知件数」について、令和4年度の実績値をご説明しますので、別紙をご覧ください。

令和4年度中の重要犯罪の認知件数は9,943件で、達成目標として設定していました過去5年の平均値と比較しますと、187件、率にして約1.9%上回る結果となりました。

また、前年度の認知件数と比較した場合には、1,210件、率にして約13.9%の増加となっておりますが、コロナ前の令和元年度と比較すれば、ほぼ同水準となっております。

罪種別では、重要犯罪の多くの罪種が前年度と比較して増加しており、中でも強制性交等及び強制わいせつといった性犯罪の増加件数が多くなっています。これらの犯罪は被害が潜在化・深刻化しやすいことが指摘されていますが、この度の刑法改正により、これらの犯罪が不同意性交等罪及び不同意わいせつ罪に再編されまして、相談の増加も考えられますので、法改正による重要犯罪の認知件数への影響も注視しつつ、的確かつ詳細な情勢分析や被害対象に応じた参加・体験型の防犯教育等、効果的な犯罪抑止対策を推進してまいります。

また、人身安全関連事案につきましても令和4年度中は配偶者からの暴力事案等の相談件数や児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数が過去最多となっています。

人身安全関連事案は事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあり、ストーカー規制法に基づく禁止命令等を発出していたにもかかわらず殺人事件に発展してしまった事例もございます。

このような重要犯罪の発生を未然に防ぐためにも、捜査員の能力向上をはじめとした各種取組を推進してまいります。

次に、成果指標②「住宅対象侵入犯罪の認知件数」について、令和4年度の実績を御説明します。

令和4年度の住宅対象侵入犯罪の認知件数については26,449件であり、達成目標として設定していました過去5年の平均値と比較しますと11,876件、率にして約44.9%と大きく下回りました。

しかしながら、前年度の認知件数と比較した場合には、373件、率にして1.4%増加をしており、目標値は達成していますが、予断を許さない状況にあると考えております。

また、令和4年の秋頃からは、「闇バイト強盗」と称される強盗等事件が広域で発生し、その手口も、宅配事業者の訪問を偽装する、あるいは窓ガラスを割って一般住宅等に侵入するといった荒々しいもので、大きな社会問題となっております。このような被害を未然に防ぐためにも、本年3月に閣議決定された「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」に基づき、非対面形式による荷物の受取や防犯性能の高い建物部品等の設置支援等の各種取組を推進してまいります。

最後に総括評価になりますが、成果指標①「重要犯罪の認知件数」は、多くの罪種が前年度と比較して増加し、本年上半期も前年同期と比較して増加しています。

また成果指標②「住宅対象侵入犯罪の認知件数」は、目標を達成しており、各種取組の成果が認められますが、前年度と比較すると増加に転じていますので、それぞれの成果指標について今後取り組むべき課題が認められます。

令和5年度以降は、新型コロナウイルス感染症の感染状況の変化等による人流の増加が犯罪情勢に与える影響も注視しつつ、現在の取組に先手先手のアップデートを加えまして、国民が安全にかつ安心して暮らせる社会を実現できるよう、更なる施策を推進してまいります。

評価書のご説明は以上ですが、事前に、いわゆる「闇バイト」の問題が重要犯罪の認知件数の増加に影響しているかにつきましてご質問をいただいておりますので、引き続き回答させていただきます。いわゆる「闇バイト強盗」の件数につきましては、先ほど申し上げました本年3月の緊急対策プラン策定時に50数件の把握がございました。

一方、令和4年度中の強盗事件の認知件数が1,220件に上っていることや、あるいは令和5年上半年期の統計を見ますと、コンビニ強盗の増加が目立っていること等を考慮しますと、いわゆる「闇バイト」が重要犯罪の増加に影響しているかは、一概には申し上げられないというのが率直なところではございますが、課題や対策という観点では、資料の1ページ目の中央付近に記載があります。

犯罪防止に向けた取組の一つ目、宅配事業者の訪問を偽装するなどの手段による強盗等事件が発生しており、これらの犯罪に関して犯罪発生状況の分析や犯罪情報の提供等の対策が必要という部分でございますが、この部分の課題で受け止めていくことが可能と考えております。

ご質問に対する回答は以上です。

(木村座長)

はい。ご説明以上でよろしいでしょうか。

(友井審議官)

はい。以上で結構です。ありがとうございました。

(木村座長)

どうもありがとうございます。それでは、ただいまのご説明の内容について、お気づきの点、あるいはご質問等ありましたらお願いできますでしょうか。

委員の先生方いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

はい。わかりました。「闇バイト」については、私が書かせていただいた指摘でございますが、詳しく教えていただき、ありがとうございました。きちんと課題の中に収められているということですので、安心いたしました。よろしく願いいたします。

(友井審議官)

よろしく願いいたします。

(木村座長)

ありがとうございます。

それでは続きまして、議題1の「科学技術を活用するなどした緻密かつ適正な捜査の推進」部分について、警察庁からご説明ください。

(岡部理事官)

ここで説明者の交代をさせていただきます。少々お待ちください。

議題1の「科学技術を活用するなどした緻密かつ適正な捜査の推進」部分について、説明者の親家刑事局担当審議官です。

(親家審議官)

親家です。よろしく願いします。

私から、資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず、「科学技術を活用するなどした緻密かつ適正な捜査の推進」ということでありますが、業績目標につきましては、1枚目の資料に書いてあるとおり、取調べや供述に過度に依存した捜査ではなく、客観証拠に基づく捜査を適正に行うということでございます。

現状、警察は被疑者を検挙し、その後、起訴に持って行って有罪を獲得していくわけですが、起訴に至るまでは、今の時代は、客観証拠が非常に重要となっております。

また、刑事手続を適正に行わなければいけないことは当然のことではございますが、捜査手続も適正に行われなければ、裁判では耐えることができませんので、起訴にもつながらないというようなことがございます。

そうした観点から、様々な取組をしているところでございますが、まず、主な取組としまして、1枚目の左側の青枠の内容を説明いたしますと、一つは捜査への科学技術の活用ということではございますが、これは客観証拠のところではございます。

一つ目(1)防犯カメラ画像ですが、これは現在の捜査にはもはや欠くことができないものになっておりまして、各県において、これを収集分析する専従の体制を設けて頑張っているところであります。13の府県では、本部に専従の所属を作るなどして、さらに体制を強化しているところでございます。また、防犯カメラ画像を鮮明化するための技術開発といったことも警察を挙げて取り組んでおります。

それから、(2)(3)は指掌紋やDNA型鑑定でございます。遺留資料、つまり事件現場等に遺留された資料をしっかりと採取し、これを警察が持っているデータベースと照合して犯人を割り出していくということになります。その結果が、2枚目の資料の主な成果③のところではございますが、遺留指掌紋・DNA型記録一致件数になります。ここ数年の現場から残された資料等から、被疑者が判明した件数を記載しております。

こういった指紋やDNA型鑑定をしっかりと実施するために、財政事情が厳しい中ではございますが、しっかりと鑑定要員等の体制を確保していくということ、さらにはそれに必要な資機材を継続的に整備していくということが大事だと考え、推進しております。

主な成果の②、防犯カメラ画像等の客観証拠を端緒とした被疑者検挙件数ということで、防犯カメラ画像と指掌紋とを合わせて、あくまで端緒ということですので、これら以外にも当然客観証拠の収集は実施しておりますが、こうした防犯カメラ画像あるいは指掌紋DNA等の、客観証拠を端緒とした被疑者の検挙件数というものが、ここ最近増加傾向にあるというところでございます。

そして、1枚目に戻っていただきまして、被疑者取調べの適正化等の適正捜査の推進については、(4)、(5)に記載しているところでありますが、これにつきましては、全県に対して巡回業務指導を毎年行っていくという方針でやっております。

また、警察大学等での専科教養におきましても、しっかりと時間を設けて実施しております。

また、(5)の被疑者取調べの録音・録画の関係ですが、法律で裁判員裁判対象事件等であって、逮捕勾留中の取調べについては、録音・録画が義務付けされておりますので、それを確実に実施するということでもあります。録音・録画用の機材を全国で約4,000台を整備しておりますので、これをきちんと減耗更新していこうということでもあります。

義務化されているものについては、3,553件実施しておりますが、義務化されていないもの、右側の④「精神に障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画の実施件数」でございます。これは努力義務としておりますが、被疑者の精神に障害の兆候が見られるのであれば広く録音・録画を実施しようということ、年々増加傾向にあるところでございます。

このような客観証拠あるいは適正捜査をきちんと推進した結果、2枚目の主な成果の①において、捜査本部設置事件、これについては一番しっかりと体制を取って、どうしても検挙につなげなければいけないという殺人事件等でございます。これについては、令和4年に検挙された事件が28件ありますが、全て被疑者が起訴されておりますので、客観証拠に基づく適正な捜査が行われたということを表していると考えております。

次に、今後の課題及び今後の取組の重点でございます。

指標を挙げて説明することが難しい課題とは認識しておりますが、基本的には適正捜査あるいは客観証拠の重要性は、ますます高まっているところでございますので、引き続き今までで行ってきた研修あるいは資機材の整備をしっかりとやっていくということに尽きると思っております。

その中で新たにやるべきやることとして、「今後の取組の重点」のところ、捜査への科学技術の活用のところ、「足跡資料における分類の行動化・効率化」を挙げております。これは、今まで人が行っていたものについて、AIを用いることで、より足跡資料を効率的に使うというものでございます。あるいは、録音・録画の関係ですが、操作ミス等による不実施が、今でも年間に数件起こっておりますので、これを見直すべく機器の仕様の見直し等も検討していきたいと考えております。

いずれにしても、重要な課題でありますので、なかなか数値に合わない部分もあろうかと思いますが、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。以上です。

(木村座長)

どうもありがとうございます。それでは、ここまでのご説明についてお気づきの点やご質問等ありましたら委員の先生方お願いいたします。

(野口委員)

ご説明どうもありがとうございました。

この領域は、いろいろと技術がどんどん進展していく中でヒューマンエラーを少なくしながら成果を上げていかなければならない大変難しい領域であると思うのですけれど

も、1点お伺いさせていただきたいのは、本日の資料の通番4ページ目の基本目標2業績目標3の右側の緑の箱の中の⑤という、録音・録画の不実施の発生というところを見ると、平成30年、令和元年とがくっと下がって政策の効果が非常に大きく出ているというのがよくわかる一方で、ここ3年を見ると、少し厳しい見方ですけれども、5・8・10と微増しているようです。

つまり、下げ止まってしまって、逆に増えていっているという状況の中で、絶無を目指すというかなり厳しい目標を立てられているが、従来の政策を継続していただければ、件数をゼロにするというのは少し難しい状況になってきていると思われま。

その部分で、これまでの政策を引き継ぎながら、新たな政策としてどういうものを考えられているのか。もし何かお考えがあればお伺いしてみたいなと思いました。

よろしく願いいたします。

(親家審議官)

はい。こちらのミスの中身を見ますと、今、制度を誤認してやるべき事件であったのにやらなくてもいいと思ったということは、かなり減ってきておまして、機器の操作ミスによるものがほとんどでございます。この機器の操作ミスを防ぐために複数人でチェックをするということもここ数年ずっとやってきているものの、まだこれだけ起こってしまっております。

もう少し機械を見直して、例えば、録音・録画中であれば赤いランプがつく仕様にはなっておりますが、赤いランプだけでは見逃す、あるいは何のランプか分からないという者も出てきては困りますので、例えば、録音・録画中という表記にする。あるいは、開始ボタンを押したと思ったが録音・録画がなされていなかったという事例もございませので、こういったものについても一定期間操作がされなければアラームが鳴るなど、機械的な解決方法がないのかと考、現在、機械を作っている業者とも打ち合わせをしているところであります。

こういったミスが出ないような方策は今後さらに検討していきたいと考えております。

(野口委員)

ありがとうございます。そうすると、これまでの政策に加えて、今ご説明をいただいたような細かなヒューマンエラーをいかに防ぐことができるかという面で政策を補充していかれるご予定であると受けとめてよろしいでしょうか。

(親家審議官)

はい。その通りでございます。

(野口委員)

ありがとうございます。母数が大きい中、発生を0件にするというのは、大変な部分もあるかと思いますが、今の方向で目標通りに進んでいくことを願っております。

ありがとうございました。私からは以上です。

(木村座長)

どうもありがとうございます。他にございますでしょうか。

(横山委員)

よろしいでしょうか。

(木村座長)

横山委員、お願いいたします。

(横山委員)

ご説明ありがとうございました。

非常に大事な取組だと理解しておりますので、この領域の進化が見られると社会的に望ましいだろうと思う一方、2枚目の右側は結果を表す指標だと思われるところ、今後数年かけて様々な指標を検討していく観点で、中間管理指標というものがあったとしても良いのではないかと考えております。つまり、こうした結果をもたらすために十分な投資や人材育成が行われているのかということが大事な論点になる中で、例えば、DNAの鑑定要員について、1枚目においては1人当たりの負担が軽減されていないという課題を記載されている中で、2枚目の取組状況では、現在DNAの鑑定要員が340人いて、前年比14人減少と記載しておられる。これについても、例えば、適正要員数はこれぐらいで、それに対して充足度合いが今どうなのか、将来的にこれをどういった充足にしていけるのかといったところが、中間管理指標的な目標として設定されていても良いのではないかと思います。事前にご説明すればよかったことですので、この場で適切な答えがなくても構いませんが、コメントとして申し上げます。

(木村座長)

どうもありがとうございました。

もし現時点で何かお答えいただける点があれば、お願いいたします。

(親家審議官)

鑑定要員がどれぐらい必要かというのは、業務が滞留なく回っていくかどうかということ、また、働き方改革等もありますので、無理をして残業で業務を回している状況ではないということも含めて、見極めていかなければいけないと思っております。

いずれにせよ、どの程度の人数が適正かということはきちんと見ていきたいと思っております。

また、こちらでお示ししている数が減っている点につきましては、コロナの影響で鑑定に必要な資格を与えるために必要な研修が実施できなかったということもあって、令和4年で見ると前年比で減少しているものでございます。

これについては、コロナが明けて研修も再開いたしましたので現在、増えてきております。適正な鑑定がきちんとできますよう、今後もよく見ていきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

(横山委員)

ありがとうございます。

この手の話は色々な会社でありがちな話だと思いますが、人の育成に一定の時間・コストかかる業務だと、業務量が増えても人の育成が追いつかず、一時的にすごく大変な労働環境になってしまい、結果として仕事の質に対しての影響が出る可能性もあると思います。

いずれにせよ、改善される方向だとは思いますが、申し上げました点についてもご留意いただければ幸いです。

ありがとうございます。

(木村座長)

どうもありがとうございます。他の点で何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、議題1の「特殊詐欺等の捜査活動及び予防活動の強化」の部分について、警察庁からご説明ください。

(親家審議官)

はい。それでは引き続き、私の方からご説明させていただきます。

「特殊詐欺等の捜査活動及び予防活動の強化」の業績目標としましては、捜査活動や予防活動を強化することによって被疑者の早期検挙、さらに被害の防止を図る、この2点でございます。

現状といたしましては、資料1枚目に記載のとおり、犯罪者グループ等が犯行の手口を巧妙に変化させている状況、また、被害が依然として高水準にあり、さらには、ここ最近では増加しているような状況でございます。

こういった状況を受けて、政府の犯罪対策閣僚会議においても緊急対策プランが決定されるなど、早急な対策が求められているところでございます。

この対策の柱は、被害防止対策、犯行ツール対策、取締対策の3つでございます。

それぞれ、2枚目の具体的な取組状況の内容を用いて説明いたします。

まず、被害防止対策については、杉良太郎特別防犯対策監等にもご協力いただき、SOS47という枠組みで、様々な広報啓発活動を実施させていただいているところでございます。また、捜査過程で入手した名簿を集約・還元し、コールセンターから架電等を行って注意喚起を実施し、これによって特殊詐欺被害を249件阻止しております。

また、振込等を行う金融機関あるいは電子マネー等やコンビニ等の事業者と連携して被害の未然防止対策を行っており、令和4年中は18,730件、金額では約80億程度の被害を阻止しております。令和3年以降、こちらの阻止件数が認知件数を上回るような状況にもなってきておりますので、関係機関においても様々な取組を実施いただいているところでございます。

次に、犯行ツール対策につきましては、犯行に使用された固定電話及び IP 電話の番号について利用停止の要請をかけて止めていくというもので、それぞれ固定電話が 3,401 件、050IP 電話が 2,107 件を利用停止の要請をかけたところでございます

また、犯行に使用された電話に対しては、繰り返して警告メッセージを流すことで、事実上利用できなくする取組を実施し、令和 4 年度は 3,976 件の電話を使用不能にしております。

また、他人名義の口座や携帯電話の流通を阻止するために、他人名義の口座や携帯電話の売買等については、助長犯罪ということで積極的に検挙を行っており、令和 4 年は 3,641 件、2,771 人を検挙しているところであります。

さらに、取締りにつきましては、資料に記載のとおり、2,458 人の受け子を検挙しております。また、犯罪組織に打撃を与えるために、犯罪収益隠匿等についても検挙をあわせて実施しており、令和 4 年は 137 件、18 人を検挙いたしました。さらに、検挙を推進するため、携帯電話情報や防犯カメラ画像等を効率的に収集して解析する資機材の整備も実施しているところでございます。

本件の課題につきましては、主な成果のところを見ていただければ一目瞭然ですが、①特殊詐欺の認知件数及び被害総額については、横ばいであり、減少しておりません。増加させないことは一定の成果と捉えても良いかと思われませんが、減らしていかなければいけないものですので、良い成果が出ているとは言えない状況です。

そして、検挙につきましても、検挙件数及び検挙人員の数字が若干増加してはいるものの、横ばいの範囲であり、より顕著に増加させなければならぬと認識しております。

さらに、中枢被疑者の検挙人員につきましても、横ばいあるいは若干減少という状況です。

これはどうにかして対応すべきところですので、課題及び今後の取組の重点についてご説明いたします。

まず、警察から何年も特殊詐欺については広報してきておりますので、ほとんどの被害者の方もどのような特殊詐欺の手口があるかは知っておられます。では、なぜだまされてしまうかという、手口としては知ってるものの、「自分に今架かってきているこの電話は詐欺ではない」と思い込んでしまうからでございます。

したがって、被害をなくすためには、そもそも被害者の方に電話がかかってこないようにする、あるいは「振り込め」と言われても振り込めないようにしていただくことが必要になると考えております。それが、今後の取組の重点に記載してございます、ナンバーディスプレイやナンバー・リクエストであります。これらを導入することで、電話が架かってきた場合に電話番号が分かるようになるなど、被疑者が迷惑電話を架けづらい状況を作ることができます。

あるいは、ATMの関係では、一定の条件を満たす高齢者の口座については振込限度額を下げるという取組を実施していただいている銀行もございます。この取組を実施いたしますと、高額な振込をしたい場合は窓口に来なければ振込ができないので、窓口に来ていただくこととなります。そうすると、金融機関の方からお声掛けいただき、詐欺ではないかと止めていただくことができます。

先ほどの目の前のものは違うと思うってしまうことに対しては、まさにだまされようとしてる時に「それは詐欺ですよ」と伝える必要があると考えております。例えば、捜査の過程で入手した名簿に名前がある方に対して、こちらから電話をかけたところ、「実はこんな電話がかかってきていまして」というパターンもよくあります。

そこで、「それは詐欺ですよ」とお伝えして、被害を防止いたします。

また、金融機関やコンビニ等で、携帯で電話しながら振込をしようとしてる、コンビニ等で電子マネー等を高齢者の方が買おうとしているなどの場面で、店員の方等から、「それは詐欺ですよ」とお声掛けいただき、まさに被害に遭う水際で阻止していただく。こういった対策が必要だろうということを考えております。

そして、2番目の犯行ツール対策につきましては、問題となっている他人名義の口座や携帯電話については、依然として悪質な業者が他人名義のものを売買しておりますので、これについてはきちんと取り締まっていくことが重要と考えております。

それから、電話転送サービスや050IP電話といったものについては、本人確認がなされていないことがございますので、事業者に対して働きかけを行って、きちんと本人確認をしていただき、匿名で使うことができないような仕組みを、官民連携で作らなければならないと考えております。

そして、今まさに問題となっている、受け子等の実行犯を募集するというものもある「闇バイト」につきまして、例えば、「闇バイト」を募集するような投稿に対しては、リプライによる警告等を実施することで潰していくということが考えられます。

最後に、取締りでございます。

これについても、現在は末端の受け子や出し子から突き上げ捜査を行うことが主になってしまっておりますが、やはり犯行を行っていると思われるグループそのものをターゲットにしなければならないだろうということで、今般、新たに「匿名・流動型犯罪グループ」という名前をつけて、例えば地元の先輩・後輩の中で悪さをしている集団等の、輪郭が曖昧なグループも含めて、専従の捜査体制を用いて情報を収集し、実態解明・検挙を強力に推進していくところでございます。

また、2番目に記載しております、関係都道府県警察の連携につきまして。現在は被害が発生した都道府県の警察が捜査をすることが多くなっておりますが、この運用では、例えば、九州で発生した事件の被疑者が東京にいる場合も、九州の県警察が東京に出張して内偵捜査をやることとなりますので、効率が悪くなってしまっております。したがって、そうした場合は警視庁において捜査を実施し、被疑者を突き上げていっ

て検挙に結びつけるといったことが必要と考えております。これは、捜査の在り方に関する新たな取組となりますが、令和6年の春の実施に向けて、準備を進めているところでございます。

こういったことを通じて、特殊詐欺の被害の方は何とか減らしていきたいと考えております。以上です。

(木村座長)

はい。どうもご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの内容について、ご質問等あればお願いいたします。

(野口委員)

木村先生、よろしいでしょうか。

(木村座長)

野口委員お願いいたします。

(野口委員)

質問ではなく感想です。おそらく既にいろいろな先生がおっしゃっていて、警察庁としてもご検討くださっているところではないかと思いますが、改めて本日の資料を拝見して、被害の防止対策という政策を評価する成果の指標はもう少し様々なものがあり得るのではないかという感想を持ちました。

被害の防止対策の、主な取組の中に広報啓発活動があります。これはつまり、「人の意識を変える」ことが政策の目標になっていると思いますが、その成果の指標が、本日挙げさせていただいた認知件数や被害総額といった指標になるということ自体は否定できないとは思いつつ、他方で、「人の意識が変わった」、「本当はもしかすると危ない目にあっていかもしれない人が危ない目に遭わずに済んだ」、「こうした悪い犯罪に巻き込まれないようにはどうするのが良いのかみんなで学ぶことができた」ということは、そのこと自体が被害防止に向けた意識啓発という政策の成果になるかと考えます。その点、この成果を汲み取る指標については、もう少し工夫の余地があり得るのではないかと思います。

私が普段接している一般行政、警察行政に対して一般行政部局とよく言いますが、一般行政、自治体の政策評価等では、意識啓発という人の心に打つというソフトの政策の評価をするのに、「何回ぐらい講習会をしたら、このくらいの人が「良かった、よく分かった、こういうふうになった」と答えた」というアンケートの結果を指標として、当該政策が確かに効果を与えていることを示そうとするなどの工夫がされております。警察行政的ではないかもしれないですが、こちらの政策が非常に重要な政策であることから、政策の効果を示す別の数字というのがあり得るのではないかと、今日伺いして感想を抱きました。

ご質問ではありませんので、置かせていただければと思います。以上です。

(木村座長)

どうもありがとうございます。他にございますでしょうか。

横山委員お願いいたします。

(横山委員)

木村先生ありがとうございます。

ご説明ありがとうございます。この領域はニュースで取り上げられることも多く、非常に社会的な注目が集まっているところと認識しておりますが、改めて状況を把握すると、やはり極めて難しい問題だなと理解しました。

最後にご説明いただいた取締りの方針についてお伺いすると、そもそも本当に多くの犯罪をする人たちが情報を得るために闇バイトのサイトを利用しているのであれば、そのサイト自体がサイバーの世界なので、国や都道府県といった境界が存在せず、多くの人が誘われて犯罪に加担する人が増えてしまいますよね。また、先ほどおっしゃったように、実際に被害が発生するところと犯罪の指示が出るところが物理的に離れた場所になるので、通常の物理的な担当領域を決めてしまうと捕捉することが難しい犯罪だということは認識しておりますし、今後の取締りの方針としてこういったことを置かれているのは間違いなく正しいことだと思っておりますが、それでは、具体的にどんなことをやっていくのでしょうか。

令和6年以降春に都道府県をまたぐとか、他の国の協力を仰ぐというところをさらに強化されていらっしゃるところだと思いますが、今後の目標を設定して、それを達成したかどうかを判断するための目標指標を何かしら作って、組織的な動き方としてこういう動き方を始めました、こういうことをやりましたということを議論するというのもあってもいいのではないかと思います。こうした取組の結果を表す指標を追跡するというのは、ただちには難しいとは思いつつ、警察が、犯罪の構造的な課題に対して、組織的に・着実に対応していることがわかるようなことがあれば尚良いのではないかと思います。次第です。

長くなってしまいましたが、コメントでございます。

(木村座長)

どうもありがとうございます。今の両委員のご発言に対して、もし何か現時点でお答えいただけることあればお願いいたします。

(親家審議官)

捜査につきまして、特に首都圏に上位被疑者がいることが多いという状況に対して、今我々考えておりますのは、首都圏の警察に、他府県の捜査を代わりに行う専従の部署を作るということでございます。例えば、警視庁が自分のところの仕事の片手間で他府県から頼まれた捜査をするということではなくて、他府県から囑託を受けた事件を処理するための部隊をかなりの人数で作ろうと考えております。この制度を始めましたら、この制度を使った事件がどれぐらい出てきたのか、またそれによってどの程度の検挙が達成されたのかといったことが出てくるのではないかと考えております。

この取組によって中枢被疑者に突き上げ捜査を行うことができれば、詐欺の大元を断つことができますので、結果として被害が減っていくものであると確信して進めているところでございます。

また、それは次年度以降そういったものが示せればよいなど考えております。

(木村座長)

どうもありがとうございます。他の点で何かありますでしょうか。

よろしいでしょうか。それではどうもありがとうございました。

(親家審議官)

ありがとうございました。

(木村座長)

ありがとうございます。では続きまして、議題1の「歩行者・自転車利用者等の安全確保」の部分について、警察庁からご説明ください。

(岡部理事官)

はい。ここで説明者を交代させていただきます。少々お待ちください

議題1の「歩行者・自転車利用者等の安全確保」について、説明者の小林交通局担当審議官です。

(小林審議官)

交通局の審議官の小林でございます。よろしくお願いたします。

私の方からは基本目標4「安全かつ快適な交通の確保」のうち、業績目標1「歩行者自転車利用者等の安全確保」に関して御説明いたします。

表示されております資料の方でご説明いたしますと、まず資料上段左のページですが、我が国におきまして交通事故死者に占める歩行者の割合が約4割を占めているところであります。また、自転車関連事故が令和3年に増加に転じたほか、歩行中の高齢者の交通事故死者数は、高齢者以外と比較して2.5倍以上の高い水準となっております。

加えて、本年7月から改正道路交通法が施行され、いわゆる電動キックボードの一部について、特定小型原動機付自転車として通行することができるようになりました。

このような現状を踏まえまして、歩行者・自転車利用者・特定小型原動機付自転車の利用者の安全を確保することを業績目標として設定することとしております。

続きまして令和4年度までの取組については、左下の主な取組（令和4年度までの取組）を御覧ください。

これまで、交通安全教育・指導取締り・道路交通環境の整備及び自動運転関係の観点から記載されている取組を行うことにより、歩行者・自転車利用者の安全の確保に努めてまいりました。

なお、これまでに講じてきた具体的な取組につきましては、次のページの具体的な取組状況にも記載しております。この具体的な取組の状況の一例を挙げさせていただきますと、交通安全教育のうち、自転車利用者に対するルールの周知と交通安全教育の推進

として令和4年度中にポスター・リフレットを約107万部作成し、これを配布することなどを通じて交通ルール等の周知を図ってきたところです。

また、道路と交通環境の整備に関しましては、(8)と書いておりますけれども、生活道路交通対策の推進として、いわゆる生活道路における歩行者、自転車利用者の死傷者数は、幅員が広い道路に比べて高いということでもありますので令和3年8月から速度規制、ハンプ、これは車両の低速走行を促すための道路に設ける盛り上がりといった物理的デバイスとの組合せによって、ゾーン30プラスの整備を推進しております、令和4年度末までに全国で66か所のゾーン30プラスを整備しております。

次に、主に2ページ目の主な成果の方であります、いくつかグラフが載せられております。令和4年度の目標として歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数、そして歩行中の高齢者の交通事故死者数、自転車関連事故件数、歩行者と自転車との交通事故件数について、それぞれ令和7年までに令和2年の実績値から29.6%以上減少させることを設定しております。この29.6%以上減少としておりますのは令和3年に閣議決定されました「第11次交通安全基本計画」におきまして、24時間死者数を令和7年までに2,000人以下とするという目標が設定されたことによりまして、令和2年中の死者数2,839人を令和7年までに2,000人までに減少させるということで、全体として29.6%減少させる必要があるために、その目標値をそれぞれに適用しているといったものでございます。

この目標について、それぞれの令和4年時点での達成状況を見ますと、まず、歩行中の交通事故死者数については、令和2年から4.7%減少、自転車乗用中の交通事故死者数については、令和2年から19.1%減少、歩行中の高齢者の交通事故死者数については、令和2年から5.0%減少、一方自転車関連事故件数については令和2年から3.4%増加、歩行者と自転車との交通事故件数については令和2年から10.2%増加ということになっております。

減少傾向にあるデータがある一方、増加傾向にあるデータもございまして、課題が見えてきているところです。

このような状況を踏まえまして、課題と今後の取組の重点ということで、ご説明させていただきますと思います。

まず、交通安全教育等に関しては、あらゆる交通主体が交通ルール交通マナーを理解することができるようにする必要がありますので、参加・体験・実践型の交通安全教育を引き続き推進してまいりたいと考えております。また、特定小型原動機付自転車につきましても、こちらは事業者との連携が重要となってまいりますが、交通ルールに関する広報啓発をしっかりと実施してまいりたいと考えています。また、一定の違反者に対して、道路交通法上、運転者講習の受講を命じることができることとされておりますので、この講習制度、これまで自転車で行ってまいりましたが今回特定小型原動機付自転

車についても行うこととする制度としましたので、こちらについても適切に運用してまいりたいと考えております。

次に指導取締りに関しましては、自転車関連の死亡・重傷事故を見ますと、自転車側に何らかの法令違反が認められるものが約7割を占めているということでございますので、こちらについてもしっかり対処を取るべく、警察としてこちらの資料にございませんけれども、7月3日に社会情勢の変化等に警察が的確に対応するための「警戒の空白を生じさせないために当面取り組むべき組織運営上の重点について」と題する通達を發出し、警察業務の重要な柱としてこの自転車対策を位置付けて、今後地域部門とも連携して必要な指導取締り活動を進めてまいりたいと考えております。

また、良好な自転車交通秩序を実現させるための新しい制度の在り方についても幅広く検討することを考えております。

加えて、自動運転に関しましては、本年4月から運転者がいない状態での無人自動運転で遠隔で監視するものについて新制度が施行されたところでありますので、今後、有識者との検討、諸外国の制度調査等を通じて更に課題を検討してまいりたいと考えております。

最後に、道路交通については安全のみならず、渋滞緩和といった円滑についても考慮する必要があるほか、安全についても警察のみによって達成されるものではなくて、車両道路環境との観点の取組も必要であって、そうしたものが総体的に効果を生じるよう、国交省をはじめとする関係省庁や事業者等と緊密に連携しながら取組を進めてまいりたいと考えております。

御説明は以上となります。

(木村座業)

どうもありがとうございました。ご意見・ご質問等ございますでしょうか。

委員の先生方もしあればお願いいたします。

ございませんでしょうか。横山委員お願いいたします。

(横山委員)

木村先生ありがとうございます。ご説明ありがとうございます。

この資料が一番フォント数が小さいので、すごくたくさんコンテンツを工夫して入れられたんだなと思います。やってらっしゃる施策がすごく幅広でいらっしゃることの裏返しだなというふうに理解をしています。

これも感想めいたことにはなりますが、おそらく、世の中の環境問題に対する意識等を踏まえて、自動車よりも自転車という乗り物が注目されていて、また、時間で借りられる自転車も首都圏では出てきてますし、実際に生活していても、街中を走る自転車の数が増えているということを感じております。統計的には取れないと思いますが、世の中を走る自転車の総走行距離数が増えているであろう中で、事故をコントロールしていくというのは相当にチャレンジングなことだと思います。自転車関連の事故で自転車側

に何かしらの問題があるものが7割と先ほどおっしゃられておりましたが、ここで書いてらっしゃる啓蒙活動や、取締も含めて各施策がますます重要になっていくのであらうとよく理解しました。

一方で、啓蒙活動として、実際に自転車に乗る人たちに交通ルール等を理解していただくために、どのチャンネルでどのように活動を行うのが最も効率的なのかという観点からは、先ほどの議論で野口先生もおっしゃっておられましたが、本件においても非常に大切なのではないのでしょうか。

特に、自転車の場合はある種気軽に乗ってしまうものなので、啓蒙活動に関して今後何かしらの中間管理手法的なモニタリングというのがあってもよいのではと思った次第でございます。感想でございます

(木村座長)

今の点で何かお答えいただけることはありますか。

(小林審議官)

はい。おっしゃる通りでありまして、自転車は日常生活の足として、免許を持たずに、かつ老若男女の幅広い世代が乗るものですので、やはり、肌感覚でも自転車というものが世の中に相当増えてきているという感じがいたします。

一時はフードデリバリーの関係で非常に対応が悪いということがありましたが、こちらに対してはターゲットがはっきりしておりましたので、フードデリバリー協会と連携して、ウーバイーツ等でそういった事業における安全性を高める工夫をしていただきました。ターゲットがはっきりしたところはそこに的を絞って対応する、そうでないところについては様々な媒体、地方自治体や警察もですが、小中高校生への安全教育といった場、あらゆるところを探っていきながらルールを浸透させていく必要があると思っております。

特に、本年の4月1日からはヘルメットの努力義務化がなされました。

こちらについては相当幅広く報道もされましたし、自治体のほうでも関心をもつていただいて、これについては警察のほうからも働きかけをしておりますが、ヘルメットの購入費を補助するという自治体も増えてきております。この件を見ますと、安全教育が浸透する手段については、色々なものがあるのではないかと考えております。

一方で、多くの方が自転車のマナーに対する不満を持っておられるとも認識していますので、制度面も含めて検討をしていきたいと考えております。

(木村座長)

どうもありがとうございます。他にありませんでしょうか。

(木村委員)

はい。では私から一言、これも感想ですが、これだけ交通死亡事故が減っているということは大変な努力だと思いますし、それをさらに下げるという目標が立てられているということで、本当に厳しい目標を設定されていると思えました。

さきほど、ヘルメットについて言及していただきましたけれども、まだまだご指摘の通り自転車利用者への普及がそれほど進んでおらず、街中を見ているとかなりの数の方が被っていない状態だと思いますので、注視していただければと思います。

この点、少し気になったこととして、反射板や夜間のLEDライトについて記載がある一方で、ヘルメットについて評価書の中で全く言葉として出ていなかったのも、何か記載があってもよいのではないかと思いました。

こちらは感想ですので、結構です。

(小林審議官)

ヘルメットに関しましては、おっしゃる通り、原案では少し触れ方が少なかったものですが、令和5年以降の取組の中でヘルメット着用について明記させていただいております。

これについてもしっかりと取り組むべき目標としていくべきというふうに承知しておりますので、しっかり進めてまいりたいと考えております。

(木村座長)

どうもありがとうございます。野口委員お願いします

(野口委員)

一言よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

事前の説明の時から感じておりましたが、この交通の分野は今回リニューアルされた政策評価の枠にとってもよくフィットするというのを、今日のご説明を聞いて改めて感じました。各項目間のつながりがはっきりしていて、とてもよく分析されていると思いました。

であればこそ、今、資料を投影していただいている右側の折れ線グラフの成果の指標というところを見ると、これは令和7年までにオレンジのラインに下げないといけないものですね。先ほど木村先生がおっしゃったように、我々の感覚としては難しい状況でずいぶん下げているという印象ではありますけれども、設定されている目標が非常に高いために、現状の政策を継続しているだけでは目標に届かない、オレンジのラインに届くためにはかなりドラスティックなことをやらなければならないということが、このグラフを見るとよく分かってしまいます。

目標が高いことに加えて、最終的な成果の指標と取組の間をつなぐ中間の成果指標が抜けて最終的な目標だけが呈示されてしまっていることが原因でこうした見え方になっているのではないかと思います。令和7年に29.6%まで下げる、あるいはそれ以上下げるということについては、いろいろとやっぱりまだまだ取り組んでいかないといけないということになってしまうのではないかと思います。感想を持ちました。

これも感想ですので、お答えなどはなくても大丈夫です。ありがとうございました。

(木村座長)

どうもありがとうございます。お答え不要ということですが、何か審議官から言いたいことがあればどうぞ。

(小林審議官)

ありがとうございます。

交通事故の目標については、政府全体で第11次交通安全基本計画に基づいて2,000人まで減らすという大きな目標を立てているわけですが、コロナ禍で減った件数が現在少しずつ増えている状況にあります。

これはおそらく、世の中の様々な面での活動量が上がることによって、去年よりも交通事故全体が増えているという状況ですので、我々としても強く危機感を持っております。全体として、交通事故の抑止に対しては、道路整備であるとか車の改良であるとか、いろいろなことが効果を持っておりますので、おっしゃられるとおり、この目標に対してどう警察の活動が結びついていくのかということについては、途中もう少し見るべきメルクマールがあるのかもしれませんが。

そこについては、今後工夫をさせていただきたいと考えております。

(野口委員)

ありがとうございました。

(木村座長)

どうもありがとうございます。

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、小林審議官どうもありがとうございました。ありがとうございました。

それではここで休憩を挟みたいと存じます。事務局に一旦お返しいたします。

よろしく申し上げます。

(岡部理事官)

はい。それではここで一旦休憩とさせていただきます。

おおむねタイムテーブル通り進行いたしておりますので、再開は約10分経ちまして、11時50分に再開をさせていただきたいと思っております。

何卒よろしくお願いいたします。

ではここで一旦休憩させていただきます。

(休憩)

それでは開始予定の11時50分となりましたので、これより再開をさせていただきます。

木村座長に進行をまたお返しいたします。木村座長よろしくお願いいたします。

(木村座長)

はい。それでは再開いたします。

議題1の「警察庁と都道府県警察が一体となった的確な警衛・警護の実施」の部分について、警察庁からご説明ください。

(早川審議官)

警察庁の警備局担当審議官の早川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

警備局関係の令和4年度の実績評価についてご説明いたします。

資料の1枚目の冒頭に記載の通り、基本目標は「国の公安の維持」業績目標は「警察庁と都道府県警察が一体となった的確な警衛・警護の実施」となります。

本項目はこれまで他の業績目標でありました、「重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処」の中で扱われておりましたが、今回からは独立の項目として取り扱うこととしたものであります。

まず、1枚目の現状の欄をご覧くださいと思います。

令和4年7月の安倍元総理の銃撃事件を受け、警察庁の関与を強化するなど、昨年8月新たな警護要則を制定いたしました。

そうした中、本年4月に岸田総理に対する爆発物投てき事案が発生し、主催者等との連携の強化、聴取の安全確保の強化といった課題が明らかになったところであります。

それでは、資料画面上でありますと右側、2枚目をご覧ください。右の欄に成果指標を記載しておりますが、まず警護の関係ですと、違法行為の発生状況等を記載しております。

警護に関する令和4年の1という数字は、昨年7月の安倍元総理の事件となります。

警察庁におきましては、本件事件の発生を許したことを重く受け止め、下の丸の欄に記載しておりますが、検証見直しを行いました。なお、右側の※に記載しております1,266件という数字は、警察庁で警護計画の審査を開始した令和4年8月以降の数字であることにご留意いただきたいと思います。

一方、警衛につきましては、令和4年中違法行為の発生はありませんでした。右側の※記載の警衛の実施件数は、令和4年に前年と比べ増加していることを示しております。

では、2枚目の左の欄に移りますが、左の欄には安倍元総理の事件を受け行った検証見直しの結果、取り組んできた事項を計画・実施段階における取組の強化、体制と教養訓練の充実・強化、装備資機材の充実などという項目に分けて記載をしております。

例えば、計画・実施段階における取組の強化におきましては、(2)で記載しておりますが、警察庁において都道府県警察が作成いたしました警護計画案を審査し、令和5年3月末までの間に、警察庁において約2,200件の警護計画案を審査したというような数字を記載しております。

また、体制と教養訓練の充実・強化の欄につきましては、例えば(5)のAであります。警察庁の体制を大幅に拡充する、具体的には都道府県警察を指導する体制を従来の約3倍とするなど、こうした体制強化の事項であるとか、あるいは(6)であります。習熟度等に応じた体系的な教養・訓練計画を策定し、これを実施するなどしているところでもあります。

資料の1枚目に戻ります。一番左側の主な取組事項は、先ほどとも重複いたしますが、昨年の検証見直しの結果取り組んできた事項を記載しております。それから真中の課題の項目であります。本年4月の爆発物投てき事案を受けて課題として指摘された主催者との連携に関する事項や聴取の安全の確保方策を中心に記載をしております。

今後の取組の重点として、右側にありますが、この課題を具体的に実行するために、例えばであります。計画段階の取組ですと、警察の総合力を発揮したローンフェンダー対策の更なる強化、あるいは実施段階としては不審者に対する職務質問・所持品検査等の強化、警察犬の更なる活用、体制・教養訓練の取組では避難誘導訓練等の実施といった項目を記載をしております。

また、最後になります。本日は時間の関係もありまして天皇皇后両陛下をはじめとする御対象の安全確保を図る警衛につきましては詳細を述べることはできませんが、コロナの関係でオンラインでご臨席するなどされていた行事が令和4年以降地方の行幸啓が再開され、多数の観送迎者が沿道で送迎するなどしております。

こうした情勢を踏まえた警衛を皇宮警察・都道府県警察と一体となって実施してまいりたいと考えております。以上であります。

(木村座長)

ご説明どうもありがとうございました。

ご質問・ご意見等ありましたらお願いいたします。

野口委員お願いします

(野口委員)

ご説明どうもありがとうございました。

今投影していただいている資料の一枚左側、形式的なことですが、一番上の欄に注1・注2とついていて、四角の箱の中に最初の注1は御対象で注2が警備対象者と、その説明がすぐ下にありますが、この評価書の一番下のところにも、注1・注2があるので、二重になってしまっているようです。

これが1点目で、2点目はご質問になるんですけども、成果の指標の見方について、まず下の②については右側の警衛実施件数が母数になって左側の発生件数がうち違法行為が母数分のゼロになっているという突き合わせで見ることができるということでしょうか。

そうだとすると、①についても同じことができるのではないのでしょうか。※がついているところに記載されている、令和4年中の警備計画審査案審査件数が1,266とあって、これが計画を作られた数なので母数になるのかではないかと思えます。平成30年から令和3年までの数がもし出せるのだとすると、同じように母数分の発生件数という照らし合わせができるようになるのではないかと素人的には思ったのですが、このあたりお伺いできたらと思いました。

よろしくお願ひいたします。

(早川審議官)

まず注の話ですが、事務局とも相談いたしまして修正したいと思います

そして、成果の①、②につきまして、まず②についてはそのような理解をしていただいてよろしいかと思えます

全体の警衛の実施件数の中で当該年にこういう違法行為はありませんでしたということはこの図表では示しているものです。他方、①につきまして、実は平成30年、令和元年それぞれの実施件数については我々手元の数としてはそれなりのデータはあるものの、統一的なカウントの仕方があまりできておらず、令和4年の警察庁の警護計画の審査を実施し始めて以降に統一的なカウントができるようになったということでありませ

すが、いままで、これまでの実績は都道府県ごとにカウントの仕方が異なりますので、ここには計上ができなかったということでもあります。

ご指摘については、今一度検討してみたいと思います。以上です。

(野口委員)

ありがとうございます。もし、現在の基準で令和4年と同じようにカウントした場合の数値が一定程度出せそうであれば、ご検討いただくということになるのかなと思えました。しかしながら、難しさがあるというのが、今のご説明でよくわかりました。ありがとうございます。

(木村座長)

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

(横山委員)

よろしいでしょうか。

(木村座長)

お願いいたします。

(横山委員)

ありがとうございます、木村先生。

ご説明ありがとうございます

2枚目の右側の主な成果のところは、事前のブリーフィングでいただいた時に比べて追加的にデータを入れていただいている、事前のブリーフィングの際に私がお願いしたことも反映されているのかなと理解しました。ありがとうございます。

その時のコメントに少し重複してしましますが、この項目に関しては、おそらくその他に比べると少し特殊な指標設定になるのではないかと考えております。

本当の意味での成果という視点で見ると、2枚目右側、左側のチャートは0が続くというのが世の中の期待値であって、基本的にゼロディフェクトを求められる世界になってしまいますし、また、この件数は1件でも発生しまうと、それ自体が失敗だと捉えら

れてしまうものであって、この指標だけで追っていくのもなかなか難しいものではないかと思っております。

対応策として、K P I といいますか、活動状況等の中間管理指標的なものを今回入れていただいたと思っております。実際のところ、何が正しい中間管理指標なのかは私には分からないのですが、皆さんの活動内容と活動量が正しい方向性に向かっていっていることを評価する指標が何なのかということを整理していただいて、先ほど野口先生のお話にもありましたが、そのような指標を継続的にフォローしていけば、段々とデータが蓄積されて、意味のあるトラッキングモデルになるのではないかと思った次第です。

コメントです。引き続きよろしく願いいたします。

(木村座長)

ありがとうございます。審議官から、何かあればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(早川審議官)

ありがとうございます。

まさにご指摘のとおり、成果指標は必ず0件にしなければならないという責務を負っておりまして、その上で0件を目指して様々な取組を行っているわけでありまして。

この目標を、どのような形でインプットを評価し、アウトプットも評価していくかということは非常に大きな課題であると認識しておりますので、これからも様々な形で検討してまいりたいと思います。

(木村座長)

他にございますでしょうか

よろしいでしょうか。では、早川審議官どうもありがとうございました。

続きまして、議題1の「サイバー事案対策の推進」の部分について警察庁からご説明ください。

(岡部理事官)

ここで説明者の交代をさせていただきます。少々お待ちください。

次のサイバー事案対策の推進につきまして、ご説明者は大橋サイバー警察局担当審議官です。

(大橋審議官)

はい。大橋でございます。よろしく願いいたします。

それでは私の方から基本目標6「デジタル社会の安全安心の確保」業績目標1「サイバー事案対策の推進」について資料をもとにご説明させていただきます

目標、それから現状につきましては、資料にあるとおり、サイバー事案の対策を進めることにより、デジタル社会の安全安心を確保することになります。

それから、現状につきましては、ランサムウェアの感染が拡大する中、暗号資産を狙ったサイバー攻撃が明らかになるなど、極めて深刻な情勢が続いているという認識でございます。

主な取組につきましては左下に記載の通りでございますが、その成果につきましては、具体的な取組及び主な成果についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、主な成果①についてご説明を差し上げたいと思っております。サイバー事案の検挙状況等、これにつきましては、サイバー事案の中には例えば不正送金事案やランサム事案等、高度に匿名化・組織化されたり、国境を越えて敢行されたりするなど、これまで対処が困難とされてきたものがありましたが、こうした障壁を乗り越えるため、取締りの徹底の(1)にありますように、令和4年度に警察庁にサイバー警察局を、関東管区警察局にサイバー特別捜査隊を新設するなど、サイバー事案への対処体制を抜本的に強化したところでございます。また、(2)にありますように、ユーロポールへの連絡担当官の追加派遣や外国捜査機関等の情報交換・協議の実施、積極的な国際捜査共助の要請等により、国際連携の取組を強化してまいりました。

サイバー部門を設置した狙い等を踏まえまして、主な成果①の達成目標を、これまで対処が困難とされてきたサイバー事案の取締りを推進すると設定したところでございます。

右側でございますように、令和4年度中の成果といたしまして、暗号資産に係る取引記録等の高度な分析が必要な暗号資産不正送信事案等を検挙したほか、サイバー攻撃の実態解明により北朝鮮のラザルスと呼ばれる犯行グループの関与が疑われるサイバー攻撃についてパブリックアトリビューションを実施しました。

資料にはございませんけれども、この他にも米国でのランサムウェア事案について、サイバー特別捜査隊等がFBIと協力いたしましてロシア人被疑者の訴追に貢献するなど、これまでの国際協同捜査の成果も得られているところでございます。

以上のように、高度で専門的な技術や海外等の連携を要するサイバー事案の対処において成果が上がっており、これまで対処が困難とされてきたサイバー事案の取締りが推進されたと考えております。

次に、主な成果の②についてご説明をさせていただきます。

サイバー事案の被害防止対策の推進というように示しておりますけれども、サイバー事案の被害というものは広範囲に波及するなどの特徴があることから、官民連携の被害防止対策が重要になるところ、②の達成目標を事業者等における被害防止対策を推進すると設定いたしました。令和4年度中の取組につきましては、ページの左側に記載の被害防止対策にありますとおり、厚生労働省や文部科学省と連携してセキュリティ対策への課題が指摘されている医療分野・教育分野への対策強化にも取り組んだほか、犯行手口を踏まえたセキュリティ対策に係る広報啓発、犯行に悪用されたサービス等への対策を講じるとともに、違法・有害情報対策の取組として、社会情勢の変化等に合わせて

インターネット・ホットラインセンター等における取扱対象情報の見直しを実施したところでございます。

こうした取組を推進する中で、(3)の具体的な取組の成果の一つとして、令和4年8月下旬から9月にかけて特定の金融機関においてインターネットバンキングにかかる不正送金事案が急増したことを受け、金融庁と連携いたしまして同金融機関に対する注意喚起、それから手口を踏まえた広報啓発を迅速に実施したところ、翌月から同金融機関における不正送金事案の発生件数及び被害額の減少が確認されました。

また、SIM スワップに係る事案対策についても成果を挙げており、このように関係機関と連携した取組による効果が現れており、事業者等における被害防止対策が推進されたと考えているところでございます。

今申し上げました通り、主な成果①、②の通り達成目標に合致した効果的な取組を推進することができたと考えておりますが、一方で日々新たな情報通信技術の実用化やこれを悪用するサイバー犯罪の手口の出現等に的確に対応する必要があるほか、インターネットバンキングの関係では別の金融機関が被害に遭う事案が発生するなど、被害の把握と犯行の手口を踏まえた迅速な対策、注意喚起、広報啓発活動が必要となることから、一枚目に戻りますけども一枚目下段の中ほどにございますが、課題としてこれからの必要な課題について整理させていただいたところでございます。

サイバー空間をめぐる脅威の情勢は、先ほど申しましたように極めて深刻な情勢が続いておりまして、令和4年度の取組については一定程度の成果はあったものと考えておりますが、なお取締りと被害者対策の一層の徹底が必要と判断し、今後の取組重点としてまとめております。

警察庁では、デジタル社会の安全・安心の確保に向けまして引き続き成果を踏まえ、不断の見直しを行いつつ、サイバー事案の取締りとサイバー事案の被害防止対策を推進してまいります。

以上でございます

(木村座長)

はい。ご説明どうもありがとうございました。

ご意見・ご質問等あればお願いいたします。

では、お願いします。

(横山委員)

よろしいでしょうか。

(木村座長)

お願いいたします。

(横山委員)

事前にお伺いすべきだったかと思いますが、外的要因に記載されているチャートの意味合いをご説明いただけますでしょうか。

(大橋審議官)

これについてご説明申し上げますと、インターネット上にはいろんなアクセスがやりとりされていますが、我々警察庁では、例えばメールやウェブページ等のいずれのサービスも提供しないIPアドレスにセンサーを設置しているというところがございます。

例えば、いろいろな人がお住まいになっている住宅街において、誰も住んでない家にセンサーを置いて、誰が訪問してくるかというものを、見ているような状況でございます。つまり、誰もいない無人の家のドアをノックする人間が一体どれくらいいるのかを見ているところがございます。何の用事もないにも関わらずセンサーにアクセスしてくるということは、何らか不正な目的で探索行為を行っているか、もしくは研究目的で空き家を探しているものと考えられる、そうしたアクセスの件数を見ているということになります。

したがって、そうした不正なアクセス等の攻撃可能な対象を探索等するものが活発化してきているのではないかとということで、外的要因という形で示させていただいているというところがございます。

よろしいでしょうか。

(横山委員)

分かりました。ありがとうございます

潜在的なリスクが高まっている中で、実際にどれぐらいの数の犯罪が出てくるかというところにつなげている、と解釈すればいいのですね。

(大橋審議官)

つまり、サイバー分野では潜在的な被害等の把握が非常に難しい状況がございます。そうした中で、ある程度の傾向を見る上で外的要因という形でこの数値を出させていただいているというところがございます。

(横山委員)

わかりました。ありがとうございます。

(木村座長)

野口議員よろしいでしょうか。

(野口委員)

はい、ありません。

(木村座長)

はい、わかりました。大橋審議官、どうもありがとうございました。

(大橋審議官)

ありがとうございました。失礼いたします。

(木村座長)

続きまして、議題1の「先端技術・デジタル技術等の活用による警察活動の高度化・合理化」の部分について、警察庁からご説明ください。

(岡部理事官)

はい、ではここで説明者の交代をさせていただきます。少々お待ちください。

次のテーマでございます「先端技術・デジタル技術等の活用による警察活動の高度化・効率化」部分につきまして、説明者は島崎技術総括審議官です。

(島崎技術総括審議官)

それでは、基本目標 8 の「警察活動の基盤の強化」業績目標 1 の関係をご説明させていただきます。

大きく 2 点、警察共通基盤システムの整備運用と、警察行政手続のオンライン化についてご説明させていただきます。

まず、警察共通基盤について、1 ページ目の現状と主な取組のところをご覧くださいと思います。

これまで、警察庁と都道府県警察では、運転免許業務や遺失物を管理するシステムなどにつきまして、それぞれ個別に整備・運用してまいりました。

これらのシステムを警察庁に集約いたしまして、警察活動の高度化・合理化を図るために、令和 3 年 4 月に警察共通基盤システムの運用を開始したところでございます。

令和 4 年度までに国民生活と関連の深い運転者管理システムと遺失物管理システムの 2 つの業務システムについて、警察共通基盤上で運用を開始し、一部の府県で移行が完了したところでございます。

課題でございますけれども、従来各都道府県警察ごとにシステムを整備していたためにデータ形式も様々となっており、システム化の際のデータ連携に支障をきたしておりました。その結果、システムごとに入力が必要とするなど、重複した作業が発生しており、データの利活用にも制約があったところでございます。

また、制度改正のたびに、全国警察において同様のプログラム改修が発生するなど、業務の重複や非効率性をどのように解消するのかということが課題になっているところでございます。

今後の取組の重点につきまして、警察共通基盤への移行により、移行完了後はデータ形式が統一されることにより、各システム間のデータ連携が行われることから、重複作業などが省力化され、警察活動の迅速かつ的確な対応を促進していけるものと考えております。

引き続き、警察庁によるシステムの一元化に向けて、都道府県警察システムの警察共通基盤システムへの移行を推進してまいりたいと考えております。

次に、警察行政手続のオンライン化の関係でございます。

現状と主な取組につきまして、令和 3 年 6 月から警察庁において警察行政手続サイトを構築しております。運用開始当初の対象手続は道路使用許可の申請等 6 手続でありましたが、現在では 23 手続に対応しております。

各都道府県警察においては同サイト経由の申請に対応するとともに、警察署等の窓口においても受理の対応を並行してやっているところでございます。

課題ですが、現行の警察行政手続サイトは、PDF等の書類をメール送付するという機能となっており、警察の側においてもデータを改めて業務端末へ手入力するなどの作業が必要となります。また、同サイトでは手数料の電子納付機能がないために、手数料が必要な申請などについては別途警察署の方へ来署していただいて納付をしていただく必要がございます。

今後の取組につきましては、現行の警察行政手続サイトの対象手続の拡大に向けた検討を継続するとともに、現行の警察行政手続サイトでは機能が非常に限定されており、暫定的なオンライン手続として運用しているものであるところ、行政手続処理の効率化や手数料等の電子納付を可能とする、より利便性の高い新たなシステムの構築に向けた検討を進めていきたいと考えているところでございます。

2ページ目左側のところに、具体的な取組として掲げておりますが、令和4年度につきましては、3手続を追加したところでございます。これに加えまして、警察共通基盤上に行政手続事務の効率化や手数料等の支払い方法を拡大するためのシステム構築に向けた検討を進めております。

成果として、警察共通基盤システムの整備運用の関係では、移行府県における運転免許更新手続の自動受付人数と遺失届のオンライン受理件数ということで、掲げさせていただいております。いずれも、システムの運用開始直後でありまして、現時点で具体的な数値を示すことはできておりませんが、来年度の成果検証の際には、数値としてお示ししたいというふうに考えております。

ここで自動受付と申しますのは、運転免許証のデータを端末機で読み取ることにより、申請書が自動的に印字され、申請書の手書きやシステムへの手入力といった作業が省力化できるものでございます。

警察行政手続のオンライン化の推進の関係でございますけれども、警察行政手続サイトにおけるオンライン申請件数を示させていただいております。令和4年度につきましては12万2,000件余りの申請届出があったところでございます。

私からご説明は以上でございます。

(木村座長)

ご説明ありがとうございます。

それでは、ご質問・ご意見等あればお願いいたします。

野口委員お願いします。

(野口委員)

ありがとうございます。ご説明どうもありがとうございました。

形式的な話になってしまいますが、今投影していただいている資料右側の緑の欄の下、「警察行政手続のオンライン化の推進」にある数字の内訳はあるのでしょうか。左

側に、令和3年だと6手続、令和4年だと14手続で、令和5年になって3つ加わって23手続となっておりますが、それぞれどの手続について何件という内訳がもしあれば、そちらも合わせて載せておくと、その実態がわかるのではないかと思います。

(島崎技術総括審議官)

お答えさせていただきます。こちらの23手続につきまして、全て個別に申請届出を受けた総数を把握しております。記載方法につきましては、それが十分に可視化できるように検討させていただきたいと思っております。

(野口委員)

ありがとうございます。

(木村座長)

他にございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(島崎技術総括審議官)

はい、どうもありがとうございます。

(木村座長)

それでは、島崎審議官どうもありがとうございました。

では続きまして、議題の2「令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(案)」に移りたいと存じます。こちらについても警察庁からご説明ください。

岡部理事官、お願いできますか。

(岡部理事官)

すいません、事務局でございます。声は聞こえておりますでしょうか。

(木村座長)

はい、聞こえております。お願いいたします。

(岡部理事官)

議題2についてご説明をさせていただきたいと思えます。

議題2でございますが、こちらは、「令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表の案について」でございます。

資料については3をご覧ください。こちらの事前分析表でございますが、今年度に評価書を作成しない施策も含めまして、警察庁の政策体系となる全ての施策につきまして、関係数値等の推移をモニタリングするほか、来年度以降の評価に向けて、指標や達成目標を設定することを目的といたしております。

前年度からの変更点のうち、主な部分についてご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、こちらの事前分析表のうち、基本目標の1の業績目標の2、「現場執行力の強化」についてご説明をさせていただきたいと思えます。

こちらの業績目標は前年度から変更をいたしまして、いわゆる警察術科、柔道や逮捕術等がございますけれども、こういったものが現場の執行力に直接活かされていること、その効果如何といったところも意識しながら評価をしていくという方針にいたしました。

その中で、現場の執行力を測定する観点で、公務執行妨害事案における受傷率を新たに指標として採用し、過去5年間の平均値を下回るということを達成目標としております。

数値の関係ではこのように設定いたしましたところがございますけれども、数値を追うだけではなく、今後、個別の制圧事例、対処事例等の中身についても、一定程度踏まえていきながら、警察において継続的に実施している各種術科、逮捕術あるいは最近追加した総合対処法といったものが、地域警察官の執行力にどのように作用しているかといったところを評価していく方向で考えております。

続きまして、基本目標の1の業績目標3の「子供の性被害防止対策の推進」についてご説明させていただきます。こちらの業績目標でございますが、昨今の世の中の状況を踏まえまして、新たに業績目標として立てることといたしました。

したがいまして、指標というものも今回改めて新しく検討しているところでございます。現時点、目標の内容を踏まえて検討した結果、被害状況に即した取締り能力の向上、子供の性被害撲滅に対する理解の増進という形で、いわば定性的な形で指標を設定して、警察の取組の在り方を評価できないだろうかと考えているところでございます。

次に基本目標の1の業績目標4「外国人等との共生社会の実現へ向けた取組の推進」についてご説明させていただきます。

こちらも、今回新しく業績目標として設定したものでございますが、指標といたしまして新しく警察における通訳人の確保率や、多言語翻訳機能を有する装備資機材の活用件数等を定量的な指標として採用し、それぞれ令和元年値や前年値を上回ることを目標として、来年度以降評価を行っていきたいと考えているところでございます。

事務局から議題2についての説明は以上でございます。

(木村座長)

はい、どうもご説明ありがとうございました。

みなさん、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

それでは、私から1点だけご質問させていただきます。

子供の性犯罪についての業績目標が新しく立てられたということで、非常に重要な問題だと受け止めておりますが、ご承知の通り、既に性犯罪に関しての改正法が施行されているという状況です。

今回の法改正は非常に大きな変化になりますので、現場の方々の理解もなかなか大変なのではないかと考えますが、研修等にも力を入れることが目標の中に含まれていると考えてよろしいでしょうか。

(岡部理事官)

先生のおっしゃる通りだと思っております。

ご指摘の観点につきましても、来年度以降、政策評価の枠組みの中で、どのような形で評価をしていくのか、引き続き検討させていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

(木村座長)

どうもありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

他に先生方から何かご意見等あればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、議題2については以上とさせていただきます。

続きまして、議題の3、規制の事後評価書に移りたいと存じます。

今回は平成30年2月に事前評価を実施し、施行後一定期間が経過した古物営業法関係の規制が対象となっております。

これについても警察庁からご説明ください。

(岡部理事官)

山口生活安全局生活安全企画課長でございます。

(山口生活安全企画課長)

説明します。生活安全企画課長の山口でございます。よろしく願いいたします。

平成30年に改正されました古物営業法により、緩和又は拡充された規制について、3点ご説明をいたします。

1点目は許可単位の見直しについてです。事前評価時の想定との比較でございますように、改正前は古物営業を営む者が新たに他の都道府県に営業所又は古物市場を設ける場合には、改めて他の公安委員会に対して許可申請を行わなければなりませんでしたが、本規制緩和により、一つの公安委員会の許可を受けていれば、他の公安委員会の許可を要さず、届出により他の都道府県においても営業ができることとなりました。

次に、2、費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握についてであります。

本規制緩和により、新たな遵守費用は生じておりません。また、事前評価時に想定されなかった事務負担は発生しておらず、想定外の行政費用は生じておりません。規制緩和の効果につき野口委員から事前にご質問をいただいておりますが、令和2年から令和4年までの3年間で合計5,144件の営業所数の届出を受理しております。

営業者数は3年間で延べ1,608業者となります。各営業者の届出数につきましては、申し訳ございませんが、統計上抽出が困難でありました。また、効果の金銭価値化は困難ですが、業界団体に対してヒアリング調査を行いましたところ、費用面・事務面で負担が軽減された等の意見が寄せられ、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられます。

以上のことから、3考察に記載のとおり、本規制の導入に伴って、遵守費用の発生はなく、許可申請に関する業務が届出に代わることにより、行政負担が削減されていることに加え、申請者の負担軽減等の効果を踏まえると、規制緩和の継続が妥当であると考えております。

2点目は営業制限の見直しについてであります。1、事前評価時の想定との比較でございますように、改正前は古物商は営業所又は取引の相手方の住所等以外の場所で古物を受け取ることができませんでしたが、本規制緩和により営業する日時及び場所についてあらかじめ公安委員会に届け出た場合は、仮設店舗で古物を受け取ることができることとなりました。

次に、費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握についてであります。

本規制緩和により、古物商には届出の事務負担に関する遵守費用が、公安委員会には届出の受理や立入りに関する行政費用が発生しましたが、いずれも事前評価時に想定されなかった費用は生じておりません。

規制緩和の効果につきましては、効果の金銭価値化は困難であります。業界団体に対してヒアリング調査を行ったところ、利便性の向上・収益増に寄与し、とても効果があった等の意見が寄せられ、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられます。

以上のことから、3考察に記載のとおり、本規制緩和に伴い行政費用及び遵守費用が発生しましたが、古物の買取機会の拡大という効果を踏まえると、規制緩和の継続が妥当であると考えております。

続きまして3点目です。3点目は欠格事由の追加についてであります。

事前評価時の想定との比較でございますように、改正前は暴力団員や窃盗の前科を有する者などが古物営業を営んだ場合、古物営業を悪用して積極的に不正品の処分先となるおそれがあったことから本規制拡充によりこれらの者を欠格事由に新たに含めたものです。

次に、費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握についてであります。

本規制拡充により新たな遵守費用は生じておりません。行政費用は申請者が新たに追加された欠格事由に該当するかどうか確認する業務が発生しましたが、従前より実施している事務の一環として対応できているものであり、事前評価時に想定されなかった費用は生じておりません。

規制の効果につきましては、令和元年から令和4年までの間で新たに追加された欠格事由を理由とした不許可又は許可取消しを合計9件把握しております。事前評価時に想定された効果が発現していると考えられます。

以上のことから考察に記載のとおり、本規制拡充に伴い行政費用が発生しましたが、暴力団員等を古物営業から排除することができる効果を踏まえ、規制拡充の継続が妥当であると考えております。

私からの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

(木村座長)

ご説明ありがとうございます。ご質問・ご意見等あればお願いいたします

(野口委員)

木村先生よろしいでしょうか。

(木村座長)

野口委員お願いいたします。

(野口委員)

ご説明どうもありがとうございました。

事前にお届けしたご質問にご回答いただきありがとうございます。

警察の政策評価はすごく難しいところが多いんですけども、今回は古物営業法で、しかも1と2については業務許可の規制緩和の話ですので、業の許可という意味では一般行政の評価に近似する評価が可能になる部分があるのではないかという気がいたしました。感想になります。

(木村座長)

横山委員は特にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(横山委員)

大丈夫です。

(木村座長)

どうもありがとうございます。それでは特にないということですので、議題3については以上とさせていただきます。

山口課長どうもありがとうございました

それでは以上で議論が終了いたしましたので、事務局にお返しさせていただきます。

(岡部理事官)

本研究会の、一連の議事を終了させていただきたいと思いますが、最後に各委員の皆様等からコメント等何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

野口委員から挙手のサインをいただいておりますでしょうか。

(野口委員)

はい。

(木村座長)

よろしくお願いいたします。

(野口委員)

はい。どうもありがとうございました。

警察庁の政策の捉え方というのは、参加をさせていただく度に、大変難しいなと思います。

本日の議論の中で働き方の話もございましたが、今の政策評価の体系の中には、組織基盤の強化が出てきておりません。技術という面で基盤の強化という話は出てきておりましたが、警察の基盤は、やはり一人一人の警察官の方ということになると思いますので、組織としての基盤強化というものを考えたときに、人材育成や教育といった話も、警察組織にとって非常に重要な施策になろうかと思えます。

最近、自衛官のなり手がいないという報道もなされておりましたが、我々の一般的な感覚として、警察の方のお仕事は、警備の話でもございましたが、大きな出来事が起こったときのご対応を含めて、非常に大変なお仕事だと思えますので、おそらく警察も同様の課題を抱えられているのではないかと思います。

加えて、私が大学の学生と話していて感じているところでございますが、大変な仕事に自ら挑んでいく気概のある若者が、もしかすると少なくなっているのではないかと思います。

そうした状況の中で、警察行政のために力を尽くそうという若い人材をリクルートする、人材という基盤を補強するというのは、どこの組織にも言えることですが、非常に重要な政策の一つになってくると思えます。

人材の話が、この評価の中でもどこかで出てくることがあるとよいと、全体としての感想を持ちました。

ありがとうございました。

(岡部理事官)

横山先生、挙手いただいておりますでしょうか。よろしく願い致します。

(横山委員)

ありがとうございます。資料のご準備・ご説明ありがとうございました。

私は全く政策評価の専門家ではございませんが、毎年お話を伺っていて、先ほど野口先生もおっしゃいましたが、警察庁でやってらっしゃることが非常に多岐にわたっていて、かつ必ずしも短期的な結果、指標だけで評価ができないものがあると理解しております。

おそらく、今回は試行的な取組として、今後、継続的にどのようなモニタリングの仕方・評価の仕方が本当に望ましいのかという点について、検討されていらっしゃるかと思います。

その際に重要なこととして、野口先生もおっしゃっておられましたが、人材の話がございます。これは民間企業等を見ていると感じる話です。適正な人員の充足率、人材のスキルセット、適切な資格を持っている方の人数や割合といった、把握しやすく、かつ、その指標がプラスになることで、ほぼ間違いなく最終的な結果にも何かしらプラスの効果が出るであろうと期待されるような指標に関しては、目標値ないしはその指標に関する取組の進捗状況を捕捉してもよいのではないかと思います次第でございます。

僭越ながら、以上になります。

(岡部理事官)

木村先生からも挙手のサインいただいていると思います。木村先生、コメントいただきましたら幸いです。

よろしく願いいたします。

(木村座長)

感想だけで大変申し訳ありませんが、今回は政策評価の在り方を大きく見直されたと思います。大変に努力、工夫された内容でとても勉強になりました。

全体として、目標と対策の関係が非常にわかりやすくなったように感じておりますので、これからさらにブラッシュアップされるのかもしれませんが、方向性としてはこのようにしていただければありがたいと思っております。以上です。

(岡部理事官)

ありがとうございます。

最後に、政策立案総括審議官の飯利からコメントさせていただきます。

よろしく願いいたします。

(飯利政策立案総括審議官)

本日は、非常にタイトなスケジュールの中で、いろいろアドバイスを頂き、誠にありがとうございました。

ご指導・ご示唆を頂いた内容につきましては、特定のテーマに係るご指摘であっても、展開可能なものは他の業績目標にも展開して、今年対応できるものについては、できる限りの修正を図ってまいります。本年中に全てのご質問・ご指摘にお応えするということは現実大変難しい問題もございますので、一部のご指摘については、3年間の試行期間の中で、しっかりと受け止めながら修正をしてまいります。

今後とも、ご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

(岡部理事官)

はい。それではちょうどおおむね定刻の時間にもなりましたので、この場をもちまして第40回政策評価研究会を終了させていただきたいと思っております。

最後に事務的な連絡意見でございますけれども、今回の研究会の開催の事前に頂戴していたご質問・ご意見等につきましては、本日の各原局からの説明の中で可能な限り対応させていただいた部分もございますが、全て網羅的にお返しできていないと思っております。

本日説明の中で対応させていただいた部分も含めて、先般、先生方から事前にいただいた意見・質問・コメント等につきましては、様式を用いて、当庁から回答させていただきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

本日はお忙しい中、研究会にご参加いただきまして、誠にありがとうございました。

(横山座長)

ありがとうございました。

(木村委員)

ありがとうございました。

(野口委員)

ありがとうございました。失礼いたします。

## 6 書面開催結果

内山委員から、議題1「令和4年度実績評価書(案)」について、以下のとおり意見の提出がなされた。

- 基本目標1業績目標1「総合的な犯罪防止に向けた取組の推進」について、重要犯罪の認知件数が上昇しているようですが、その原因をもう少し緻密に分析できないでしょうか。外的要因として「コロナ感染状況の変化等による人流の増加」が上げられていますが、人流が増加したから認知件数も増加したと言えるのか(つまり認知件数の増加はある程度やむを得ないことなのか)、それとも他の要因(特に政府としてコントロール可能な要因)も認知件数の増加に影響があったのか、といったことです。難しい作業であることは承知していますが、一考していただけると幸いです。

なお、人流の増加に関しては、住居対象侵入犯罪の認知件数が低下傾向を続けていることも注目されます。コロナで在宅勤務が広がったことにより、住居侵入犯罪が減ったということなのでしょうか。

- 基本目標2業績目標3「科学技術を活用するなどした緻密かつ適正な捜査の推進」の主な成果(防犯カメラ画像等の客観証拠を端緒とした被疑者検挙件数)について、防犯カメラ画像等を端緒とした検挙件数が上昇しているのは望ましいと思います。

英国でも、防犯カメラの画像は犯罪の抑止や検挙に大きな役割を果たしています。我が国でもその効果を実証するため、例えばですが、防犯カメラの普及台数(普及率)と犯罪の認知件数・検挙件数(検挙率)との相関関係を地域ごとに分析するといったことはできないでしょうか。それができると防犯カメラの実効性についてのエビデンスが得られると思います。

- 基本目標3業績目標2「特殊詐欺等の検挙対策及び被害防止対策の推進」の主な成果(特殊詐欺の認知件数及び被害総額)について、残念ながら、特殊詐欺の認知件数及び被害総額が再び上昇傾向にあるようです。その原因をもう少し緻密に分析することはできないでしょうか。その原因を分析することを通じて、より効果的・効率的に特殊詐欺等対策を進められるように思われますが、いかがでしょうか。

- 基本目標5業績目標2「警察庁と都道府県警察が一体となった的確な警衛・警護の実施」の主な成果(警護実施中の警護対象者に対する違法行為の発生件数)について、このような事件は、(あってはならないことですが)起きたとしても年に1件程度です。年に数千件、数万件起こるような他の犯罪と、年に1件あるかないかといった

稀な犯罪とでは、政策評価の分析手法が自ずから異なってきます。稀な犯罪の場合、量的な指標による評価よりも、質的な評価を行った方が有効である可能性が高いと思われる。

例えばですが、現場警察官に意識調査を行って課題を洗い出すとか、海外の警護体制との比較を行うといったことは考えられないでしょうか。

- 基本目標6 業績目標1「サイバー事案対策の推進」の今後の取組の重点について、サイバー警察局・サイバー特別捜査隊の設立を始めとして、貴庁がサイバー事案対策を強力に進められている点は高く評価しております。

一方、サイバー事案対策において重要となるのは、めまぐるしい技術進歩に対応できる高度な専門知識・技能を有したサイバー人材をいかに確保・育成していくかという点です。この点については貴庁においてもすでにいろいろと努力されていることは承知していますが、引き続き人材確保・育成の取り組みを強化していただくようお願いいたします。

- 基本目標8 業績目標1「先端技術・デジタル技術等の活用による警察活動の高度化・合理化」の今後の取組の重点について、デジタル技術等の活用によって警察活動を高度化・合理化していくことは必須と思います。ここに挙げられている取組はどれも重要と思いますが、さらに一歩進めて、警察共通基盤システムの整備や警察行政手続のオンライン化の推進の中に、全国の様々なデータを一括分析して政策評価に活用するような体制を構築することを含めることはできないでしょうか（例えばですが、地域ごとの犯罪の態様とその地域特有の要因の関係を分析することを通じて、その地域にカスタマイズした対策をエビデンスに基づいて立案するなどが考えられます）。これも難しい課題とは思いますが、検討していただくと幸いです。